

第四十回国会
衆議院

内閣委員會議錄

第二十四号

昭和三十七年四月十日(火曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

委員長 中島 茂喜君

理事伊能繁次郎君 理事内田 常雄君

理事草野一郎平君 理事堀内 一雄君

理事宮澤 胤勇君 理事石橋 政嗣君

理事石山 權作君 理事山内 広君

小笠 公昭君 大森 玉木君

辻 寛一君 藤原 節夫君

保科善四郎君 飛鳥田一雄君

猪俣 浩三君 緒方 孝男君

受田 新吉君

出席國務大臣

國務大臣 福永 健司君

出席政府委員

内閣官房長官 大平 正芳君

總理府事務官 八卷淳之輔君

檢事 津田 實君

大臣官房司 法務 實君

法務事務官 松永 正男君

大臣官房長官 大島 靖君

労働基準監督官 村上 茂利君

労働事務官 大島 靖君

職業訓練局長 村上 茂利君

委員外の出席者

總理府事務官 中嶋 忠次君

檢事 安原 美穂君

大臣官房司 法務 實君

法務事務官 松永 正男君

大臣官房長官 大島 靖君

労働基準監督官 村上 茂利君

労働事務官 大島 靖君

職業訓練局長 村上 茂利君

委員外の出席者

總理府事務官 中嶋 忠次君

檢事 安原 美穂君

大臣官房司 法務 實君

法務事務官 松永 正男君

大臣官房長官 大島 靖君

労働基準監督官 東村金之助君
(労働基準局長 金課長)

判事 最高裁判所 桑原 正憲君

事務局長 総務局 桑原 正憲君

専門員 加藤 重喜君

四月十日

委員柳田秀一君辭任につき、その補

欠として猪俣浩三君が議長の指名で

委員に選任された。

四月五日

行政不服審査法の施行に伴う関係法

律の整理等に関する法律案(内閣提

出第一五一号)

同月九日

恩給増額に関する請願(海部俊樹君

紹介)(第三六五九号)

同外二件(中垣國男君紹介)(第三六

六〇号)

同(海部俊樹君紹介)(第三七三三

号)

同(福田篤泰君紹介)(第三七九二

号)

同(福家俊一君紹介)(第三八三六

号)

同(安倍晋太郎君紹介)(第三九三七

号)

戦没旧軍人軍属に栄典授与等に関する

請願外二件(白井莊一君紹介)(第

三六六一号)

同外一件(白井莊一君紹介)(第三八

七五号)

旧軍人恩給の増額等に関する請願

(白井莊一君紹介)(第三六六二号)

同(澁谷直藏君紹介)(第三六六三

号)

同(辻寛一君紹介)(第三六六四号)

同(竹山祐太郎君紹介)(第三七三五

号)

同(福田篤泰君紹介)(第三七九一

号)

建国記念日制定に関する請願外一件

(辻寛一君紹介)(第三六六五号)

同外三件(草野一郎平君紹介)(第三

七三四号)

同外五件(濱田幸雄君紹介)(第三八

三五号)

同外五百九十五件(牧野寛索君紹介)

(第三九四三三号)

同(加藤常太郎君紹介)(第三九四四

号)

同(山崎巖君紹介)(第四〇六一号)

恩給、扶助料増額に関する請願(椎

熊三郎君紹介)(第三六六六号)

恩給、年金等受給者の処遇改善に関

する請願(中曾根康弘君紹介)(第三

七三六号)

健康感謝の日制定に関する請願(小

枝一雄君紹介)(第三八三四号)

栃木県各市町村の寒冷地手当に関す

る請願(戸叶里子君紹介)(第三九〇

二二号)

国有林野事業職員の賃金引上げ及び

雇用安定に関する請願(足鹿覺君紹

介)(第三九二七号)

同外二百四十四件(井岡大治君紹介)

(第三九二八号)

同外三十件(太田一夫君紹介)(第三

九二九号)

同外三十一件(小松幹君紹介)(第三

九三〇号)

同外八百六十七件(下平正一君紹介)

(第三九三二二号)

同外三件(野口忠夫君紹介)(第三九

三三二号)

同(松井政吉君紹介)(第三九三三

号)

同外九件(村山喜一君紹介)(第三九

三四号)

同外四十三件(山口鶴男君紹介)(第

三九三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三

解放農地補償に関する請願(内海安

吉君紹介)(第三九三九号)

同外一件(小山長規君紹介)(第三九

四〇号)

同外百六十八件(田澤吉郎君紹介)

(第三九四一四号)

同(堀内一雄君紹介)(第三九四二

号)

同外九件(小澤太郎君紹介)(第四〇

五四号)

同(大高康君紹介)(第四〇五五号)

同外十一件(小山長規君紹介)(第四

〇五六号)

同(正力松太郎君紹介)(第四〇五七

号)

同外一件(内藤隆君紹介)(第四〇五

八号)

同外四十三件(西村英一君紹介)(第

四〇五九号)

解放農地補償に関する請願(安藤覺

君紹介)(第三九八八号)

同(飯塚定輔君紹介)(第三九九九

号)

同(生田宏一君紹介)(第四〇〇〇

号)

同(上林山榮吉君紹介)(第四〇〇一

号)

同(佐々木義武君紹介)(第四〇〇二

号)

同(白濱仁吉君紹介)(第四〇〇三

号)

同(館林三喜男君紹介)(第四〇〇四

号)

同(館林三喜男君紹介)(第四〇〇四

号)

同(館林三喜男君紹介)(第四〇〇四

号)

同(館林三喜男君紹介)(第四〇〇四

号)

同(綱島正興君紹介)(第四〇〇五号)
同(羽田武嗣郎君紹介)(第四〇〇六号)
同(濱地文平君紹介)(第四〇〇七号)
山形県河北町溝延、西里両地区の寒冷地手当増額に関する請願(西村力弥君紹介)(第四〇一二号)
上山市の寒冷地手当増額に関する請願(牧野寛素君紹介)(第四〇六〇号)
は本委員会に付託された。

四月六日

金鶏殿章年金及び賜金復活に関する陳情書(山口県豊浦郡豊北町秋枝章式外二十三名)(第六〇三三号)
同(小諸市丁三百六十番地粕谷牛蔵)(第六〇四号)
恩給法等の一部を改正する法律案の成立促進に関する陳情書(岡山県久米郡瀬渡町下神日千五百七十九番地木村源二)(第六〇五号)
建国記念日制定に関する陳情書(東京都大田区田園調布六丁目三十七番地の六小島末喜)(第六〇六号)
同外七十五件(鹿児島市平之町九十九番地馬場泰助外七十五名)(第六〇七号)
同外七十四件(兵庫県印南郡志方町郷友会長平田五郎外七十五名)(第六〇九号)
同外一件(東京都大田区馬込西三丁目四十三番地石川雅章外一名)(第六三〇号)
同外百三十四件(金沢市西町一番丁建国記念日奉祝会石川県本部村田米子外百三十四名)(第六七七号)

同外百件(栃木県足利郡御厨町福居南丁小林憲一外四千六百二十七名)(第七一五号)

旧金鶏殿章年金受給者に関する特別措置法案の修正に関する陳情書(鹿児島県始良郡横川町上の野坂笹峰他人男)(第六二八号)
公務員の内国旅費基準引上げに関する陳情書(東京都議会議員長建部順外九名)(第六五八号)
解放農地補償に関する陳情書外四件(広島市三滝町六百三十二番地中田収蔵外四名)(第六七八号)

同外一件(広島市三滝町六百三十二番地農地同盟広島市支部水入正行外三名)(第七四七号)
同外一件(山梨県北都留郡上野原町西原降矢三雄外一名)(第七四八号)

観光省設置に関する陳情書(奈良県議会議員長喜多源平)(第七四六号)
旧軍属の恩給支給額に関する陳情書(東京都目黒区三谷町六十一番地成田守邦)(第七四九号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)
恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七四号)
臨時司法制度調査会設置法案(内閣提出第八六号)

○中島委員長 これより会議を開きます。

恩給法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、これを許します。草野一郎平君。

○草野委員 恩給法の改正案につきまして、私二、三お尋ねをいたしておきたいと存じます。

この法案が提出されるまでに、非常に複雑な作業に御努力になりました恩給局関係の方に対しては、その労苦を私は多とするものでありますが、わが国の恩給制度というものが、その沿革と、さらにここ二十年來の経済的

あるいは政治的諸情勢の激しい変遷に従って、ますます複雑化しつつある実情の中において、幾たびかの恩給制度の改正が行なわれておるわけでありすが、今回出された恩給法の改正

によって、それで当局は十分であると考へておられるのか、わが国の恩給制度はこれで完璧であると考えておられるのか、完璧であると考えておられないとするならば、その完璧でない点は何と何であるか、その点をまず一つお聞きしておきたいと思ひます。

○八巻政府委員 恩給制度につきましても、その経済情勢の変化に応じて、その受給者の処遇の改善にあつていくということが、私どもの使命でございます。そのような観点から、公務員の給与が上がるというふうな場合には、その背景として生活水準の上昇あるいは物価の上昇というふうなものがあつたということを考へまして、国家財政その他諸般の状況を考へながら、逐次恩給受給者の給与の改善というのをやっておるわけでありまして、今回の措置といたしましては、昭和三十三年に、旧退職者あるいは戦没者、傷病者というものの恩給につきまして、一万二千円ベースから一万五千

円ベースという在職公務員の給与を基準にいたしましたベース・アップが行なわれたのでありますけれども、昭和三十三年以降の状況を考へまして、一般の恩給につきましては、公務員の二万円ベースの本俸を基準にし、また、公務員、死没者関係の恩給というものは、二万四千円ベースを基準にするところの増額をはかつておるわけでございます。

今回出された改正によって、恩給制度は完璧なものであるかどうかというお尋ねでございますけれども、もちろん、恩給につきましてはいろいろ御要望等がございます。しかしながら、大体臨時恩給調査会で御審議をいただき、その答申に基づきましていろいろ措置いたしました昭和三十三年の法律百二十四号及びそれ以後の諸法律におきまして、大筋の解決は見たわけでありまして、恩給内部における不均衡の問題等々大體解決はいたしたと思ひでございます。しかしながら、その処遇の内容の充実という問題につきましても、今後なお十分検討していくという余地がある問題であらうと思つております。従いまして、今後の経済情勢の推移その他諸事情を勘案いたしまして、充実すべきものは充実していくという方向で進まなければならぬ、こう考へております。

○草野委員 ただいまの恩給局長の御答弁によりまして、大體満ち得た、その内容においてさらに充実しなければならぬ面があるというふうな、ほぼ満足したようなお答えであると思ひますが、私は、どうもそれではあまりにも手ぬるいのではないかと、もっと大きな矛盾を幾つかその内部に抱いておる

し、解決しなければならぬ諸問題がそのまま残されたままどこへ来ておるのでないか、そう考へます。たとえば現職公務員の給与ベースというものは、御承知の二万七千円あるいはそれを幾らか上回つておるかもしれないと私は考へる。そこへもつてきて、このごろ例の春闘々々で、上がるの上がらないのか、私は予測はいたしません。が、そうすると、公務員の給与ベースというものがだんだん前進していくに従つて、それに追いついていけばよろしいが、二段階も三段階もおくれながら、おくれればせながら、ぼつぼつ、息を切つて、そこへ間隔を置きながらついていくということ自体に、私は問題があると思ふ。いわゆる基本ベースに断層がある。それを一体どうするつもりなのですか。これは重大な問題であつて、むしろ、こういう恩給法の改正問題がしばしば出てくること自体は、一般公務員、現職公務員のベース・アップが行なわれ、二万四千円が二万七千円になる、あるいは二万七千円以上に今日なつておると思ひますが、そうならば、それとともに退職公務員の恩給というものが、自然にそのベースに歩調を合わせた格好になつていかないと、恩給制度というものが、国家の目から見ても、退職者と現職者に対して公平な立場をとつておるとは考へられませんが、それはいかがなものでしょうか。

○八巻政府委員 恩給のベース・アップと申しますのは、つまり、恩給というものは、退職時の俸給というものを基礎にしていましてあるということから出発するわけでありまして、恩給を退職時の俸給を基礎にして恩給を

支給することにつきまして、その後の経済情勢の変化というものがあつた場合には、はたして、その前にやめたときの給料を基礎にした年額というものが、現在の状態のもとで購買力の維持ができるかどうかというような観点からの増額の問題があるわけですが、もう一つは、基準年額のとおり方によりましては、公務員の給与が切りかわりますと、ベース・アップされま

てもらつておる者の処遇が悪くなるようなことがありはしないか、そういう問題に対して、政府自体としてそれをどういうふうな足並みを合わせていくように考えておいでになるか、その点一つ伺つておきます。

○八巻政府委員 恩給が共済退職年金制度に切りかわりましたのは昭和三十四年の十月でございます。従いまし

て、共済制度の上における退職年金制度というものと、恩給というものは、一応制度的に切り離されていくという感じが言えると思つてございます。しかしながら、共済退職年金にいたしまして、昭和三十四年十月当時の十月から半年くらいの間はいわゆる二万円ペースでやめた方があつた、また、その後、昭和三十五年十月以降におきましてはいわゆる二万四千円ペースでやめた方があつた、それから、去年の十月以降では二万七千円ペースでやめた方があつた、こういうふうなことで、共済内部におきまして、そうした退職時期によつての年金額における格差というものがあつておるわけであり

ます。従いまして、将来の問題といたしまして、もしも共済退職年金の方で、二万円ペース時代にやめた人の年金額というものをさらに上回つて改定するということがあることがあつたならば、これはすなわち、その当時の年金額というものをそれから後の経済事情の変化に伴つて再評価するということになるわけでございますから、恩給におきまして、その後の生活水準の上昇というものを勘案してのベース・アップというものは当然考えなければならぬわけでございます。制度的に切り離されておきまして、その根本

精神におきましては同じことでござい

ますので、共済と恩給との間のバランスというものをとつていかなければならぬかと思つておきます。

○草野委員 今回の増額措置は三年間にわたる段階的なものでありますが、これが昭和四十年に平年度化すると

改正による加算の実施による増を考慮して、なおかつ漸減の傾向にござい

模が妥当であるかというふうな問題は、なかなかむづかしい問題でござい

○八巻政府委員 今回提出いたしてお

恩給費が国の財政の中でどのくらい

は、なかなかむづかしい問題でござい

○草野委員 さらに、昭和三十四年の

の増額に際して、政府は、その前に

○八巻政府委員 今回提出いたしてお

恩給費が国の財政の中でどのくらい

は、なかなかむづかしい問題でござい

年々進んでいくのですから、その背景にある物価の上昇と生活費の膨張、そういう情勢の中で、恩給制度というもののについて幾つかの問題を取り上げていって、でき得るならばこれはどうする、こう考えているということを、この問題を議決するまでに心がまえとして考えておいてもらいたい、そういうことを申し上げて、一応質問を打ち切りたいと思います。

○中島委員長 次に、臨時司法制度調査会設置法案を議題とし、質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、これを許します。

なお、この際、お諮りいたします。本法案審査中最高裁判所当局より発言の申し出がありました際は、これを承認することといたしたいと存じますが、これに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中島委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

飛鳥田一雄君。

○飛鳥田委員 それでは臨時司法制度調査会設置法案の問題について、一、二質疑を申し上げます。

まず、この臨時司法制度調査会の目的を見ますと、法曹一元、裁判官等の任用制度の改善、さらには給与関係の改善、こういうようなものが主たる内容になっておるわけですね。もしそうだとすれば、それらは司法権が適正に運用されていくということを担保する基本的な問題になるではないか、こう思うのです。もしそうだとすれば、司法権の独立、さらには司法権を適正に運用していくという責任をお持ちの

ずの最高裁が、この臨時司法制度調査会の主管とならずして、第十条で「調査会に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。」、こういうことになっていくわけですね。なぜこのようなちぐはぐな状態になっているのか、この点について、最高裁の方と大平さんから、一つおのおの立場で御説明をいただきたいと思ひます。

○津田政府委員 ただいまのお尋ねの点でございますが、この問題は、政府が立案すべき法律案、司法制度に関する法律案の前提といたしまして、その案にいかなる内容を盛り込むかということに調査審議することが目的になるわけでございます。従いまして、もちろん、裁判所あるいは最高裁判所の意見も十分徴さなければなりませんけれども、それはあくまでも政府におきましますところの法案の作成権の前提になるわけでございます。従いまして、政府部内に置くということが相当であるという考え方でございます。

○大平政府委員 ただいま最高裁から御答弁がありましたような趣旨に私も考えております。

○飛鳥田委員 政府の今後提出すべき法案、それは裁判所法の改正とか、あるいは弁護士法の改正とか、あるいはその他の二、三の法律を改正するという形で最終的には結実するのだ、こう思ひます。しかし、そういう形式的な法案の立案権という問題ではないのじゃないでしょうか。むしろ、裁判官と弁護士と検察官がどういふふうな交流をしていくのか、そして裁判官の保障というものの、いわゆる裁判権の保障ではなく、生活の保障というものが、ど

うあるべきかということとは、むしろ、具体的な事実の問題、そういう環境をどう作っていくかという問題になるので、それを単に将来結実すべき法律案、そういう法律案の立法権というふうな形で形式的に解釈をなさる、そういう態度の中に、何へんおやりになつておりつぱなものが出てこない原因があるのじゃないかと私は考える。司法権の独立、こういうことが言われま

す。なるほど、司法権の独立という場合には、個々の裁判官が行なうべき裁判の内容について他の機関が干渉しない、できないということだと法律的には思ひます。しかし、現実には裁判官がやみをやらないで飢え死にしてしまふような生活環境の中で、司法権の独立などというものは、まじめな一、二のすばらしい人にとつてはあり得ても、全般的にとつてはあり得ないだろう、この私たちは思ひます、そういう現実の状況、それ自身が非常に大切なんじゃないか。そういう点から考えて参りますと、何か立案権というふうな形式的な点にこだわつて、最高裁は問題を回避しているのじゃないか、こう私たちは思ひます。

現実には、現実には裁判官は三人、検察官は三人です。そして事務局も内閣です。最高裁は、一体この中で、出てきてお行儀よく意見を述べて帰られて、それで足れりといふのですか。そういう態度自身に非常に消極さ——司法権の独立というものが、本来であるならば、裁判官あるいは裁判制度の積極さを担保するものでなければならぬのに、実は逆にそこに閉じこもつてサザエのようにからを固くしていくという消極さに、現実の段階では転化

している。それで国民の司法権に対する信頼をつなぐなどということとはもつてのほかです。そういう消極さがここにもすでに現われているのじゃないだろうか、こう私たちは考えるを得ないわけですね。なるほど、大平さんのようなりつぱな方が長官でおられて、そして、広く裁判制度というもののについて公正な知識を集めていく、おれはそうしてやる、そういうお考えはりつぱです、それは信じてよいのだらうと思ひますが、しかし、私は、態度の問題じゃないだろうか、こういう感じがするわけですね。もっと積極的に最高裁が、裁判制度あるいは裁判官の任用制度というもののに対して、おれは責任を負うのだという気魄、気がまを、なぜこの法案の中に出さないのだらうか。立法権が内閣にございしますからな

どという、そんな消極的な態度では、何へんおやりになつたりつぱなものではないのじゃないだろうか、この私たちは考えるわけですね。個人的なことを申し上げて恐縮ですが、私も法律で何年か飯を食つてきました。そしてその中で一番痛感いたしますのは、やはり最高裁が日本の法曹に対して、おれが責任を負つてやるのだという強い気魄をお出しにならないところに、基本的な問題があるのではないだろうかという感じがするわけですね。そういう意味で、裁判官の任用制度及び給与制度というものは、そして法曹一元の制度というものは、広い意味で司法権独立の基盤をなしている、富士山でいへばすそ野をなしているものだと考えないわけにいかない。そういう点で、もうお出しになつてしまつたものはやむを得ないと思ひますが、しかし、何か

最高裁がもっと責任をもつて積極的にそれらの職域にある人々の生活を考えるというかまをを出せないものでしょうか。この点について最高裁はいかがお考えですか。

○桑原最高裁判所長官代理者 裁判所に関係いたします法律案というのは、直接間接に司法権の独立を担保するものであるというところは、ただいま飛鳥田委員の御意見の通りだと私たちは考える次第でございます。

さて、この臨時司法制度調査会をどこに置くかということに關しましては、ただいま政府委員からも御答弁がありましたように、この調査会によって審議いたしました結果、これは法律案として諮つていく、あるいはそれに伴つて予算を要求するというふうな、いろいろな関係が出て参るわけでございます。最高裁判所といたしましては、これが内閣に置かれるという点については特に異議はないわけでございます。まして、私たちがいたしましては、別にこれによつて最高裁判所が司法権の独立を主張することにおいて怠惰であるということはないと考えております。私たちがいたしましては、この委員会に委員等を派遣することができることになっておりますので、その際には、十分裁判所の立場というものを御説明申し上げて、裁判所の意見がこの調査会の審議に十分に反映するように努力を続けて参りたいというふうなことを考えておるわけでございます。

○飛鳥田委員 もうその点について押し問答しても仕方がないと思ひます。そこで、官房長官に伺ひたいと思ひますが、第九条を見ますと、「事務

局長は、内閣総理大臣が任命する。」「こういうことになっておりますが、今申し上げたような実情にあるわけでは、この法案の一番重要な問題は、やはり事務局長の選任、そして事務局長がどのような方向でこれを運営していくかという点に問題があるだろう、こう思うわけですね。とするならば、何といても、裁判官の生活の保障という問題と、この法案の司法制度、いわゆる裁判制度というものと、無関係には運用できないわけですね。ですから、この事務局長というものは、当然最高裁の側から任命をせらるべきだと思ひますが、そういう点についてのお含みは今のところないのでしょうか。主管大臣が総理大臣、そして事務局長も内閣の方、こういうことでは、最高裁との関係というものは切れていてしまひますし、最高裁自身の主張は、今幾らおいはりになつても、そう簡単に通るものではないですね。やはり事務局長ぐらゐを最高裁に割り当てない限り、そういうバランスはとれないのじゃないだらうか、こう思ひますので、その点について何かお含みがあれば伺ひたいと思ひます。

○大平政府委員 この調査会を内閣に置くことについて、先ほど御議論がございしましたが、私も内閣に置いて内閣がコントロールしようというような考えは持っていないのです。内閣の舞台を開放しまして、広く朝野の良識を集めて、司法制度の発展に資したいというところに尽きるわけでございます。また、法曹界の実情から申しまして、非常に大きな期待を持たれておるやうに私も承知いたしております。今問題の事務局長の人選ということが

死命を制する大事なことだということにつきましても、飛鳥田委員と私は認識を一つにするものでございまして、必ずしも私も勝手に任命しようなんて思つておりませんで、今御指摘がございしましたように、その職にふさわしい有能な人材でございすれば、何もとらわれるところなく御就任願ひおうと思つておるわけでございます。実は、これは法律を作り出したあとから気がついたのですけれども、一般職になつておるのです。一般職となりますと、実は人選の範囲が狭くなりはないかと今心配いたしておりますが、そういう方向で適当な方をお願いするということ、支障がございしますれば、また国会と御相談してもいいぐらゐの気持を持っておるわけでございます。

○飛鳥田委員 それを次に伺ひたいと思つておつたのですが、最高裁の方から、かりに裁判官の身分を持つていらつしやる方が事務局長に就任をする場合には、やはり一応退職してこれに就任するという形をとらざるを得ないわけですか。

○大平政府委員 さうになると思ひます。

○飛鳥田委員 すると、たとえば同様なこととは、弁護士をやつていらつしやる方が就任をなさる場合でも、弁護士の登録を取り消さなければならぬ、こういうことになりませんか。

○大平政府委員 弁護士法でさうなつておると承知しております。

○飛鳥田委員 その点について、何か今からでも救済の方法はないものでしょうか。たとえば法務省の方がなられるとすれば、大がいに檢察官が何かなる身分を持つておられる、裁判官がなら

れるとすれば裁判官の身分を持つておられる、弁護士がなられるとすれば弁護士の身分を持つておられる。そうすると、結局、だれだつて一時その身分をはずれるのはいやですから、結局ちやうどやうなやうなことで、しよせんは、内閣官房の中のどなたかが事務局長になるという形にならざるを得ない場合があるのじゃないだらうか。そういう点から考えてみると、この問題は、今からでも政府の方で何か修正をなさるという方法を――まだここに

あるのですからいいと思ひますが、一つ考へていただかないと、狭くなつてしまふのではないだらうかという感じがいたします。

さらに、専門委員等の問題については、さういふ障害はないわけですね。

○大平政府委員 先ほど申しましたやうに、私もさう考へておりました。私どももきつめて開放的な考へを保持いたしますので、だれでなければならぬというようには考へておりません。従つて、今の事務局長になつていただく方を広く求める場合の法制上の制限につきましても、実は弁護士会の方からも内々お話がございまして、何か考へられないかという御相談がございしますので、これは法務大臣と相談いたしまして、善処したいと思ひます。私も別に全然こだわつて考へてゐるわけではございません。

専門委員には別に制約はないやうでございます。

○飛鳥田委員 善処いたしますといつても、この法案もじきに上がるでしようから、できるだけ早いところに善処をしていただかないと、間に合ひませんのので、一つお願いをしたいと思ひます。

それからその事務局長の問題ですが、僕は、先ほど最高裁からということを一例として申し上げましたが、これをおきめいただきます場合には、弁護士会あるいは法務省、最高裁等の意見を十分聞いていただくようお願いをしたいと思ひます。そして、そのことによってまたトラブルが起きるようなことがあれば、法曹一元化などという問題は烏有に帰してしまふのですから、その点も一つお願いをしたいと思ひます。

そこで、こまかい問題になります。最高裁の方に伺ひたいと思ひますが、今裁判官の定員は何名で、何名が欠員ですか。

○桑原最高裁判所長官代理者 お手元へ政府の方から臨時司法制度調査会設置法案参考資料というものがお配りしてあると思ひますが、その二枚目に、三十六年十二月一日現在で、「下級裁判所の裁判官の定員・現在員等」という表が出ております。これによりまして、高裁におきましては、高裁の長官、判事を合めまして定員が二百二十七名のところ、現在員二百十五名、従つて欠員が十二名、地裁につきましては、判事が定員七百六十八名のところ、現在員七百六十三名で、欠員が五名、判事補の定員が三百六十九名のところ、現在員三百六十七名で、欠員二名、家庭裁判所におきましては、判事が定員百九十三名のところ、現在員百七十七名、従つて欠員十六名、判事補が定員百四十三名のところ、現在員三十八名で、欠員五名、簡易裁判所につきましては、現定員七百名のところ、現在員六百八十一名で、欠員十九名、こういふことになっております。

○飛鳥田委員 そつちいたしますと、ほとんど定員に近い数を持つていらつしやる、高裁を除けば。たとえば地裁の判事補の場合には、定員三百六十九名、現在員三百六十七名、欠員二名、こ

ういふことになるわけですね。そうすると、今度の裁判官の任用制度及び給与制度に関する事項、法曹一元化の制度、こつち御指定の中には、大体欠員が非常に多いというやうなことは入つてこないわけですね。大体定員は充足してゐると考へていいわけですね。

○桑原最高裁判所長官代理者 ただいま申し上げましたやうに、合計で申し上げまして、高裁の長官、判事につきましては欠員が三十三名、判事補の欠員が七名、簡易裁判所の判事の欠員が十九名となつてゐるわけでありまして、これは、現在の定員がこれで十分だといふ前提に立ちます限り、定員が必ずしも多くないといふことは言えるかも知れません。しかし、私もさう考へてゐるわけでは、たとえば判事の欠員が三十三名といふことは、これは実務の運用からいたしまして、相当大きな欠員であるといふやうに考へるわけでございます。しかしながら、われわれといたしましては、現在の事件の状況等から見まして、現在の定員が必ずしも司法の運営に適正に十分であるといふことは考へてゐないわけでございます。毎年裁判官の増員というのを要望して参つておるわけでございますけれども、御承知の通り、裁判官の任用をいたしますためには、その給源に隘路があるわけでありまして、従つて、さういふ面からいたしまして、裁判官任用の給源を拡大いたしたために、法曹一元化ということが強力に進められなけ

ればならないというような観点に立ちますと、この調査会において、法曹一元の問題にからみまして裁判官の任用制度ということが論議されますという事は、私どもとして非常に期待をしないでおる次第でございます。

○飛鳥田委員 そうすると、結局、定員充足の問題でなく、定員を拡大しなければならぬという問題も、この臨時司法制度調査会の主たる内容になるわけですか。

○桑原最高裁判所長官代理者 ただいま飛鳥田委員のおっしゃる通りでございます。

○飛鳥田委員 だとするならば、先ほど申し上げたように、非常に重要なことで、最高裁がその点について具体的なことをみんな知っているわけですから、単に委員を送ったり何かするだけではなしに、もっとその責任をはっきりと、積極性をこの法案の中でお示しになる必要があったのじゃないかという感じが私はするわけです。

それでは法務省の方に伺いますが、検察官の定員とその充足の状況はどうでしょうか。

○津田政府委員 これもお手元にお配りしてあります参考資料の中にご覧になりますが、検察官につきましては、現在欠員は最高検におきまして四人、高等検察庁におきまして十二人、地方検察庁におきまして四十人、合計五十六人、それから副検事の方は十九人、かようになっております。

○飛鳥田委員 ここでも当然定員をふやしていくという問題が出てこなければならぬわけですが、そういった問題も、この司法制度調査会の主たる内容になっておりますか。

○津田政府委員 ただいまの点、これは裁判官につきましても検察官につきましても同じ問題でございますが、検察官につきましては、検事につきまして五十六人、判事補以上、判事につきまして約四十人の欠員と申しますものは、数から見れば必ずしも多くないように思われますけれども、実際問題といたしまして、非常に補充困難でございますして、これを充足して、なおかつ定員増を求めるというような機会は、なかなか回ってこないわけです。そういう意味におきまして、完全に現定員を充足し得るならば、この定員増加の問題は、比較的政府内部においても簡単に考えておりますし、予算的にもさうに困難な問題ではございません。

額としてはわずかなものであります。従いまして、問題は、現在の欠員、あるいは将来に優秀なる人をいかにして裁判官、検察官に求め得るかという根本問題さえ解決すれば、その定員充足の問題はさして困難な問題でないというふうに考えますし、それをこの点で御調査、審議願うほどのことではないというふうに考えまして、法曹一元の問題、それから任用制度と給与制度の問題を解決する、こういうことに中心を置いたわけでございます。

○飛鳥田委員 この際、ちょっと横道ですが、検察官の場合に、非常に地域的なアンバランスが多いんじゃないでしょうか。たとえば各地方で、ある検察庁では一人頭の事件の数が百四十くらいあるいは百三十くらいだとすれば、横浜の検察庁などは百八十幾つというふうに、平均を百として、横浜などは約倍に近い事件の手持ちがあるわけですか。そういうアンバランスを直して

ていくということもかなり重要な問題ですが、それはこの司法制度調査会には無関係だ、法務省の中でやれる、こういうことですか。

○津田政府委員 結論を申し上げますと、その通りでございます。ただ、現在地方におきましては、非常に検事は少ないわけでございますが、大体において、東京、大阪あるいは六大都市の大都市に検事は比較的多くいるわけです。しかしながら、大都市には事件の数も非常に増加して参りますので、それに追いつかないという場合もありますけれども、地方におきましても最小限度の数の検事は、事件があってもなくてもと言えは悪いけれども、少なくとも確保しなければならぬという事情があるかと存じます。現在のところは、定員すなわち人員の充足が画期的にできない限りは、なかなか事件の負担の低下は困難であろうというふうに考えております。

○飛鳥田委員 今すぐおわかりにならないけれども、あとでけっこうですが、裁判官及び検察官の定員の欠員の地域的な分布を一つ開かしていただきたいと思ひます。私は、おそらく地方の方に欠員が多くて、中央には割と少ないという傾向が今後出てくるんじゃないだろうかという感じがいたしますので、これはあとでけっこうですから……。

そこで、もう一つ問題が出てくるのですが、そうした形で裁判官及び検察官の任用制度及び給与制度、法曹一元という問題を考へて、裁判官の充足あるいは検察官の充足をきちんとやっていきたい、こういう議論をこの臨時司法制度調査会でなすっていきますと、勢い実体法に触れてくる部分が非常に

多いのじゃないか、こう思うわけですが。たとえば法曹一元で、弁護士から急に裁判官になれる人、こういう人のことを考へてみても、今のようなかまかい書類をたくさん作ったり、煩瑣なことをやったりするような形では、おれはいやだという人が相当多いだろうと私は思うのです。そうすると、勢い刑事訴訟法の最高裁で出しておる規則とか、あるいは刑事訴訟法それ自体に対する何らかの改正という問題、その他も出てくるでありませんか。また、民事訴訟法の問題についても、実体法に触れてくる部分も出てくるのじゃないだろうか。そういうようなことまでこれは触れて議論をなさるおつもりですか。そういう問題は、他に法務省の中に法制審議会があつて、それに諮問をしていただいております、おれの方のこの調査会は無関係だというので、ただ形式的に法曹一元をどうしたらいいかという狭いワケ内でおやりになるのですか。

○津田政府委員 この調査会におきましては、この調査会の目的と申しますか、所掌事務にございまして、緊急かつ基本的、総合的な施策をきめていただくというところでございまして、わが国におきまして法曹一元の制度をとるかどうかという点についての基本的、総合的な施策をきめていただく。それによって基本方針をきめるわけでございます。それに対して必要な手続法の改正というようなことは、当然その後で考へなければならぬ問題であります。その問題につきましては、やはり法務省に法制審議会があることでもございまして、そういうところの審議によって結論を出すということになる

わけでございますから、要するに、基本施策として法曹一元をとるべきか、裁判官の任用制度を今のようないわゆるキャリア・システムによるか、しかるらざるかということをご調査審議して、結論を出していただく、こういう考へ方でありまして。

○飛鳥田委員 法曹一元という制度を、ただ外国の制度をそのまま日本に持つてくるという形で日本で実現できないことは、御存じの通りだろうと思つたわけですが、御存じの通り、法曹一元がもし原則としてとられるとすれば、それに必要な最低の条件というものはどうお考へになつていらっしゃるのでしょうか。僕は、外国と日本とは相当条件が違うように思うのですが……。

○津田政府委員 ただいまの点は、もつぱら、この調査会ができませんれば、そこにおいて調査審議していただく問題となると思つておりますが、しかしながら、法曹一元をとるかどうかは別といたしまして、法曹一元の問題につきましては、これは日本弁護士連合会におきましても、また、在朝在野法曹で設けておられますところの日本法律家協会におきましても、多年検討をいたしておるわけでありまして、最近におきまして、日本法律家協会におきまして、具体案がある程度出ておりますが、それらで議論をいたしましたところによりまして、やはり現在の弁護士の方、あるいは法曹協会という方、あるいはバー・アソシエーションというものを考へるべきではないかという方、あるいは弁護士事務所のあり方、あるいは弁護士事務基礎的な条件を相当はつきりせしめな

かった、やっと大学や高等学校に來て友だちらしい友だちができたということを書いておりました。自分の子供にそういう思いをさせるという氣持は今後絶対にない、こういうことを書いておりましたが、これなども、私は、非常に重要なことではないだろうか、こう思うわけです。沖繩から山形県にその人のおやじは赴任をいたしました。そういうことがあつちこちに行なわれるということでは、法曹一元化ということはおそらく不可能だろう。といって、一定の場所にあまり長く検察官や裁判官を置くことは、弊害があることは私たちもわかります。そ

ここに何かの調点を見出していただきませんか、問題は解決しないのじゃないかという感じがするわけですが、その点について、今法務省だとか最高裁の方ではどうお考えになっているのでしょうか。

○津田政府委員　ただいま御指摘の問題は、まことにごもつともな問題でございまして、私どもかねがねいろいろその点については検討と申しますか、非常に腐心いたしておる点でございまして。と申しますのは、もちろん、給与の問題は、やはり在野法曹からきていただく以上、相当な給与を出さなければいかぬということについては論がないわけでありまして。しかしながら、今の転任子弟の教育の問題、あるいは官舎と申しますか、宿舎の問題、あるいは研究の環境の問題とか、こういう問題を相当解決しなければ、やはり弁護士から適任者を得ることは困難である。そういう意味におきまして、今御指摘の子弟の教育上の事情ということ、は、当然考えなければならぬ問題でございまして。しかしながら、一面考えてみると、それらの点は、一般の国家公務員の共通の問題でもあるわけです。そこで、共通の問題ではありますけれども、現実には裁判官に、あるいは検察官になり手がないうち場合には、少なくともそれらの者については優先的にこういう問題を解決しなければならぬというふうに考えておるわけでございます。若干の共済施設等におきまして、法務省においては東京に子弟の通学寮というものも設けておりますが、裁判所にもそういう施設を設けられておるようでございます。そういうような、やや微温的ではありますが、ある

程度解決の一助というものもいたしておるわけでございます。将来の問題としては、全くお説の通り、十分解決しなければならぬ問題だと考えております。

○飛田委員 弁護士が裁判官になる、検察官になるという場合には、定時的なごく短期間を限つてなるといふことも考えていらっしゃるのですか。と申しますのは、弁護士が自分の職業を廃止して裁判官になる。二年か三年なら、戻つてきてまた弁護士をやるわけです。ところが、十年、十五年やつてしまひますと、もう戻るわけにはいきませんので、もうどんなにいいめられてもその職にとどまらざるを得ない状況になりますから、そういうことも臨時司法制度調査会にける資料としてお考えになつていらっしゃるかどうか。

○津田政府委員　もちろん、そういう問題があるわけでございますが、御承知のように、裁判官につきましては、任期が十年、一応裁判所としては最小限度十年の任期は勤めてもらいたいということが前提になるであらうと思います。檢察官につきましても、任期の制限はございませんけれども、やはり二年とか三年たつて、ようやく一人前と申しますか、使えるようになってやることは困るということは、当然考えられる。しかしながら、かりに十年なら十年、一任期を勤めた場合の退職手当等につきましては、特別の措置を考へるということは当然出てくる問題だと思ひます。従ひまして、そういう裁判官につきましては、十年一任期勤めた場合の特別退職金も考へて、さらに在野法曹に戻られた場合の不便あ

るいは困難というものを除去することは考えられるわけにあります。しかしながら、法曹一元化がかりにできました場合には、やはりアメリカにおきましますように、弁護士につきましては、合同事務所と申しますか、ロー・ファームと申しますか、こう制度が相当発達しない限りは、なかなか今の退職金だけでそれを解決しようということは、困難であろうというふうにも考えられるわけにあります。

○飛田田委員 最高裁の方に伺いたのですが、私は、裁判官に弁護士がなっていない一番大きな原因は、先ほど申し上げたように、経済的な問題だと思いますが、しかし、これから先は弁護士会にしかられるかしれませんが、僕自身の感情で言えば、めんどくさいという印象の方が強いわけですね。弁護士をやっておれば比較的のんきにやれる。ところが、裁判官なり檢察官になれば、一々書類もきっちりしなければならず、何もしなければならぬという形です。片っ方は非常に事務的にきっちりやらなければならぬ。こちらは、どちらかといえばなまけなまけでもできる。まあ、悪口ですけれども、そういうアンバランスが現実にある。このアンバランスをなくさない限り、こっちらこっちに移っていくという気持になるはずがないと思うのです。ですから、別に訴訟制度を煩瑣にしろ、複雑にしろという意味ではないのですが、そういう意味ではなく、逆にいえば訴訟制度をもっと民主的にすべきだと思ふのですが、何らかの形で訴訟制度に手を加えていけない限り、検察官、裁判官の持つおる気分的な雰囲気と、弁護士の持つ

ておる氣分的な鬱悶氣とが埋まらないのじゃないか。その限りにおいては、どうもこつちからこつちへ行くのはめんどろくさい、この年になって、もう四十づらさげたこの年になって行つて、一々こまかい書類を作るのではという印象が、大ぜいの人間をチェックしていくだらうと思うのです。そういう意味で、法曹一元の基本的な問題としては、訴訟制度をもつと民主的にして、むしろ、仕事の重心を訴訟当事者の方に移していくという形をとていかない限り、法曹一元という形はできないんじゃないかという感じが私はするわけです。ですから、当然、法曹一元のためには経済的な理由、そういうものは

取り除いていく考慮をしていた。同時に、訴訟法なり実体法なり、そういうものにまである程度手を加えていきまないと、一元というのはむしろかしいのじゃないか。たとえば英米の訴訟制度なんか見ますと、裁判官の具体的に行なうところは非常に少ないわけです。そうして双方の弁護士、あるいは刑事事件でいえば弁護人と検察官の双方に仕事があるのと課されていくわけです。だから、この人たちが裁判官の席にいつすわっても、かえって仕事が楽にこそなれ、煩瑣な手続からむしろ解放されるという条件が、英米法の系統にはかなり熟しているんじゃないだろうか。だから、弁護士から検察官にも裁判官にもかなり気軽にかわっていくける、こう私たちは思っておるわけですね。ですから、私は、臨時司法制度調査会を別建てにしていくやり方の一つの疑問を持たざるを得ない。そういう訴訟を遂行していく基本法、そういうものを同時に考えていらないと

問題があるんじゃないか。そういう舊味では、法制審議会というものが法務省の中にあるわけですが、ここで並行してこれを論じていいんじゃないかという感じが私はしておったわけです。しかし、別に作ってはいけないというものでもありませんから、別にそのことに異議は述べないのですが、そういう点まで最高裁の方じゃお考えになっていただいて、法曹一元化の行なわれる基本的な訴訟制度を検討してみるといふこと、そうでなく、上だけで何か三者交流するということだけに局限をしていきますと、おそらく失敗するだろう、こんな感じがいたしますが、どうでしょうか。

○桑原最高裁判所長官代理者　ただいま飛鳥田委員から御指摘になりましたように、弁護士から裁判官に任用された場合に、その仕事のやり方について非常に煩瑣であるということで、法曹一元に隘路があるということとは、御指摘の通りだと私も考えるわけでございます。それについて、ただいま御指摘にございましたように、実体法の関係その他訴訟法の関係についてどういふふうな態度をとっていくかというようなことにつきましては、これは先ほど政府委員からも御答弁がございましたように、たとえば法務省所管の法制審議会等の関係もございまして、裁判所がそういった法律案の立案のことについて意見を申し上げることは差し控えたいと存ずるのでございますが、裁判所といたしましては、法曹一元の実現によって弁護士から多数の裁判官が出るといふような場合において、安んじて事務をやっていたかというような態勢を、裁判所限りにおいてできるこ

とは十分やっていたらなければならない
と考えるわけであります。たとえば裁
判官の補助人員を強化することによ
て、裁判官でなくとも済むようなこ
とは、なるべくそうといった補助機
構に仕事を流していくようなことも
一つの考え方だろうと思ふのであり
ます。また、戦後におきましては、当
事者主義というものが民事、刑事を問
わず徹底されて、当事者が訴訟進行
の、言葉はよくありませんが、リ
ダーシップをとっております。それ
に対して裁判官が訴訟指揮を適正に行使
するということによって、民主的な裁
判をやっていくということになってお
るわけであります。これが必ずしも十
分に所期通りには行なわれていないと
いう問題もございまして、今後十分に
検討を加えて参りたいと考えておりま
す。

○飛鳥田委員 最後に、もう一つ、私
は問題があると思ふのです。それは裁
判官の仕事とらへはらの形で仕事を
していくべき裁判所の書記官、あるい
は検察官とらへはらの関係で仕事をし
ていくべき検察庁の書記官、こういう
人たちが非常に重労働のもとにあえ
いでいるわけですね。おそらくどの書
記官でも、調書を作るのに、家へ持ち帰
って調書を作り直すとか、あるいは残
業で調書を作り直すとかいうことをし
ない書記官はない。どこでもそうです
なるほど速記をこのごろ非常に採用さ
れておりますが、速記それ自身にも問
題があります。一つの法廷をやって、
その速記がきちんとでき上がってくる
までには二カ月近くかかる。こういう
ような問題点もありますけれども、速
記士自身が翻訳係を兼ねております

めに、非常な労働の過重を強いられ
ている、こういう点もあります。いず
れにせよ、裁判官とらへはらの仕事
すべき人々の定員が非常に少ない、
こういう問題がやはりあるのじゃな
いか。こういう問題がある以上、弁
護士の側から裁判官に喜んでなっ
てくるというところは考えられない。非常に
煩瑣ないろいろな仕事を結局裁判官が
自分でもやらなければならなくなり
ますし、また、書記官自身も非常に辛
いものを見ておられますと、裁判官にな
ってもやろうという気持には弁護士
の方でもならないのじゃないだろうか。
そういう点で、当然書記官の増員、こ
ういうことを最高裁は、この法曹一
元の前提としておやりにならなければ
ならぬと思ふのですが、この点につ
いてどうでしょうか。

○桑原最高裁判所長官代理者 裁判官
の事務の負担が非常に重いということ
に伴いまして、書記官その他の補助機
構の人々の事務の負担も相当大きいとい
うことは、ただいま御指摘の通りであ
ります。そしてわれわれといたしまし
ては、先ほど答弁申し上げましたよう
に、裁判官の補助機構の充実というこ
とを大きな重点的な方策として、毎年
努力を続けて参つておる次第でござ
います。従いまして、書記官その他の補
助陣営の定員の増加、そういう面に
つきまして、いろいろこの国会におき
ましても御審議を願ひ、御援助をいた
だいて参つた次第でございます。今回
の国会におきましても、裁判所職員定
員法の関係で詳しく申し上げたのであ
りますけれども、そういう面で、最
高裁判所といたしましても、裁判官の
増員はもちろんのこと、これが補助陣

営についての強化という点について、
今後とも一そうの努力を続けて参りた
いというふうに考えております。

○飛鳥田委員 もうたくさん申し上げ
ても仕方がないのですが、毎年々々
会に出てくるちびちびした増員程度で
は間に合わないのです。もっと大幅
に、最高裁は自信を持ってずばり政府
に要求してくる、こういうきちんとし
た積極的な態度をおとりにならな
いと、ばんそうこうをそのときそのとき
に張っていくという程度に終わってし
まうわけですね。そういうことでは法
曹一元なんというものの基盤はな
いわけですね。ですから、こういう調査会
です。ですから、こういう調査会をお
作りになることはけっこうです。しか
し、その基盤になるべきものをどん
どん整備していただくということを、一
つ私の方から強くお願いをしておき
たいと思ふます。これは最高裁だけだ
く、法務省についても同様です。

以上で終わります。

○中島委員長 受田新吉君。

○受田委員 私は、簡単に一、二の点
をただしたいと思ふます。

きょうは最高裁の総務局長がおいで
になっておりますし、津田さんは法制
調査の責任者でありますから、この臨
時司法制度調査会の問題点については
とくと御研究になっておると思ひま
す。私が申し上げたいことは、司法
官、検察官、そういう身分で一般職の
行政官を兼ねておる、最高裁の総務局
にも、判事事務局長の責任者になって
おられる方がおるのじゃないかと思
いますし、法務省の局、課長の皆さん
の中にも、検事の身分でやっておる方
がおりますが、そういう者は今度の設
置法には一向関係ない問題ですか。

○津田政府委員 今回の調査会にお
きましては、裁判官、検察官任用制度の
問題を議論することになってお
ります。任用制度と申しますのは、裁
判官の現在の初任者をいかにするか
というこの問題である。あと、裁判官
につきましてその者を司法行政につ
けるという問題、あるいは検察官を法
務行政の一部につけるという問題
は、自後の運用の問題ということにな
ろうかというふうに考えますが、直接
この調査会の対象としては、はなはだ
遠いと申しますか、そういう問題にな
るのではないかと。すなわち、裁判官
あるいは検察官の初任者をどのような制
度のもとに採るかということだとい
ふふうに考えておる次第であります。

○受田委員 しかし、これは問題があ
ると思ふのですが、ほかの役所にはな
いことを法務省はやっておられるわけ
です。身分は判事、検事である。そう
いう者が、最高裁判所の判事や検事
でない一般行政事務をやっている。こ
ういふ問題は、任用に関する基本的な問
題としては非常に疑点があると思ふの
ですが、そうお考えになりませんか。

○津田政府委員 法務省におきま
すところの行政事務のうち、あるいは最
高裁判所事務総局におきましますところ
の司法行政事務のうち、裁判官あるいは
検察官の経験者でなければ行ない得な
いような行政事務は当然あるわけ
です。これは、たとえば法務省の刑事局
におきましては、検察行政を指揮する
ということになっておりますので、検
察官の経験がなければできないような
問題、これはまあ多々あるわけですね。
裁判所におきましても、指揮というこ
とはございせんけれども、いろいろ

な資料の収集とかその他資料の分析と
かいふことにつきましては、やはりそ
ういふような事務があるかと私どもは
考えております。従いまして、かりに
任用制度の問題を除外すれば、そうい
う経験者をもって充てなければなら
ない、こういうことになるわけですね。
そういったと、その経験者につきま
してどういふ処遇を与えるかという問
題に結局帰着するのであります。先
ほど来お話が出ましたように、給与の
面において相当の開きが出れば、当然
そういう一般行政事務を扱う者がな
くなる。そうすれば、しろうとの者に事
務をあずけていかうということにな
れば、それはできないかという問題
があります。従いまして、この兼任と
申しますか、重職と申しますか、そう
いう制度が必然的に出てきたわけだ
ございまして、今日におきまして、今
日の一般の国家公務員の制度の中に
ましては、これはやむを得ない制度だ
というふうに私は考えております。

○受田委員 一般職の職員が判事
であつたり検事であつたりするとい
うことは、やはり行政系統を混乱させ
ることに思ふのです。一般行政事務
をやるわけなんですかね。判事の任
務を一つもやるわけじゃない。検事の
仕事をやるわけじゃない。ですから、
それが身分が判事や検事であるとい
うことは、今特別の知識が必要であ
り、経験が必要であつたとしても、一
般行政事務においては間違いないわけ
なんです。みづから判事や検事の職
務を行なうわけじゃないのですから、
それが一般行政の中へ判事や検事の身
分で流れ込んでおるといふ行き方は、行

政事務の系統を乱すものであると私は思うわけなのです。それは給与の問題を今例をとられました、給与がもし低いということになれば、たとえば二等級の一番高い号俸を適用すればいいのであって、そうした措置ができるわけなんです。局長にしても課長にしても、一番高い号俸、検事や判事に近い号俸、それがなければ、さらに号俸を延伸する措置をとればいいわけでありますから、そういう行き方から考えると、一般職の職員であって一般行政を担当する者が、判事や検事の身分を持つておられ困るんだという今の御理論は、筋が通らないと私は思います、これはどうお考えですか。

○津田政府委員 たいま御指摘のような問題があると思います。しかしながら、先ほどここに飛鳥田委員の御議論もございましたように、この司法制度調査会の事務局は、判事あるいは弁護士身分のあるのは弁護士を保有したまま事務局長にしないと、適任者を得られないという御意見がございました。私はその御意見に必ずしも全面的に賛成ではございませんけれども、しかし、そういう御意見もあるわけでございます。そういういたしますと、今の判事あるいは検事の身分をはずして、何を好んで司法行政なり法務行政にいくかということが当然出てくるわけであります。そういう、いわば現在判事なり検事なりをしておいた者で、しかも行政に当てなければならぬという必然性から、やはりこういう今の事務職、あるいは判事におきまして最高裁事務局の事務をとるということが生まれて参ったものというふうに考えられるわけでございます、ただいま仰

せのありましたように、なるほど行政事務に判事や検事の身分でいくことはおかしきじゃないかとおっしゃるのには、まことにごもっともな点がございませうけれども、そういうような事情のもとに行なわれておるわけでありますから、決してこれがいい制度だというふうには私も申しませんけれども、やむを得ない制度であるというふうに申すはかたはなしと考えておる次第でございます。

○受田委員 一般行政官になる場合は、判事や検事を退任すればいいのです。純粋な一般行政官になって、また司法官に歸り、検察官に歸る場合にはまたその身分を復元すればいいわけですが、その身分をわざわざ置いておいて、兼務のような形で官と職とを両方またにかけておるという行き方ではなくて、あつさり判事や検事をやめて、そして一般職に飛び込む。判事の現職にある人が判事をやめて、一般行政官になれ

ばいい。また判事に戻る道を今度次に考えればいいわけでありませうから、判事や検事の身分を持ったままでそこへ行くということが問題だと私は申し上げておる。退任してもいいでしょう、復元できないことはないわけですが、その点を御尋ねしておるのです。○津田政府委員 たいま申し上げましたように、先ほど飛鳥田委員の例でございませうと、弁護士なり検察官なり裁判官の身分を保持しながら事務局長になる方が、人を得られやすいというふうな御意見があったわけでありませう。それはやはり一つの御意見であり、私もこの場合には必ずしもそれに同調すると申しますか、御賛成申し上げるわけではございませんけれども、しかしながら、今の裁判官の身分を保有しながら最高裁における司法行政事務を扱うということは、やはり判事としては、そうすれば適任者を得やすいということはあり得ると思うのです。その点を御了解を願いたいというふうな問題については考えるわけでありませう。従いまして、すっぱり割り切るという考え方もむろんありませう。ありますけれども、やはり裁判官なり検察官を多年した者が司法行政にあずかる場合に、その身分を保有したいというその人たちの心理というものも見なければ、適任者を得られないということがあつた。問題は、適任者を得られるかどうかということにかかっておると私は思うのであります。

○受田委員 適任者は、また復元するときに高い地位を与えていけば、それで十分適任者を得られるわけなんです。たとえ法務省の刑事局長になられた人が検事に帰られようとするときに、高検の長に持つていかればいいことなんで、そういう次のポストが、りっぱなものが待ち受けておるならば、その一般職の系統を乱してまで、そこへちょっと身分を兼ねて乗り込むという行き方については、そう未練はないと私は思うのです。人材が得られないということは、次のポストに対する約束がないというふうなことも関係すると思う。次のポストが、りっぱなものであれば、その一般行政職の期間をまる裸で一般行政官として飛び込むということは、私は可能であると思ふ。人が得られないとか何とかいう問題の前に、そういう優遇措置で次の問題がはつきりしていかない危険を感じていると私は思うのです。ちゃんとそ

ういう対策が用意されるならば、こいういう行政系統を混乱させるような例外を作らないで、筋を通していくということがいいと思ふし、そのことが、また法務省の權威を保つことにもなるし、他の省とのバランスを保つことにもなると思ふ。私は思うのですが、この問題は、他の省に対しては官房長を持つておられ法務省としては、他省との連絡協調に事を欠くことも一方考えられるのじゃないかと思ふ。官房長を置けというわけではないですが、そうした何か孤立した法務省の印象を国民に与える危険があると思ふのです。今私が申し上げている問題は、判事の仕事をしない人が、最高裁の総務局長さんは今判事の身分ですか。

○桑原最高裁判所長官代理者 私判事のままで総務局長に指名されているわけでありませう。

○受田委員 そうすると、判事の仕事をされなくて、一般行政事務だけやっておられるわけですね。それから檢察官の身分で入った人もそうなんです。これは非常に問題があると思ひます。きょうは時間の都合でこれでよしですが、これは官房長官にあわせて検討してもらおうと思つた問題なんです、非常に重大な問題がひそんでゐると私思ふのです。委員長、次の機会にもう一度官房長官に見解をただしてみたいと思ひます。

これでは質問を終わります。

○中島委員長 猪俣君。

○猪俣委員 私は、材料の提出を、この次の十二日になりますか、していただいて、質問の資料にしたいと思ひます。一つは、過去三カ年間の司法修習生が判事、検事、弁護士等、どうい

面に就職したか、その比率ですね。何人のうち何人が判事になり、検事になり、弁護士になつてゐるかということ、これはこの次でけっこうです。

それから二点といたしましては、法務省の中の法制審議会の官制といひますか、規則といひますか、それと、現在法制審議会委員になつてゐる人の身分、氏名、そういうもの。

それから三点としては、法務省の中に訟務局といふのがございませう、その訟務局の職員の身分、今の問題とからみますと、検事の職の人が大部分だと思ひますが、その身分と人数ですね、そういうものをお知らせ願ひたい。

それから委員長にお願いしますが、この次のこの法案の審議に際しましては、法制審議会の幹事ですか、それは多分内務省局長が幹事じゃないか、それで、実際の事務をやつてゐると思ひますので、法務省刑事局長の竹内さんの御出席をいただきたい、こう思ふわけでありませう。これは委員長の方から一つお願いいたします。

○津田政府委員 たいまの最初の、司法修習生からの判事、検事、弁護士その他の採用状況、これはお手元の末尾の表に出ておられます。これでござんたいと思ひます。あとの資料につきましては、準備をいたしまして、次会にお知らせいたします。

それから法制審議会の事務局に当たるのは、私のところでやつております。私はもちろん幹事でございませうが、私の方がこの法制審議会の事務をやつておりますから、もし法制審議会のことでございしたら、私の方に尋ね下さい。

○猪俣委員　そうですか、それならそれでよろしゅうございます。

○中島委員長　次に、労働省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を継続いたします。

質疑を許します。石山權作君。

○石山委員　賃金の問題が労働省から設置法として出ていくとき、時あたかも労働界では春闘でございまして、大へんいろいろな形で賃上げ闘争が行なわれております。一部の新聞の社説等によりまして、その組合のやったことに關するよしあしの批評もございまして、けれども、一般的な問題として労働省が考へていられるだらうと思はれる節が一つございまして。それは、一般の労働組合が戦後十年ずつとやってきていくのですが、言うところのスケジュール闘争というふうなものは、こういうふうな経済情勢の場合には考へ改める必要があるのではないかと、こういうふうな示唆に富んだ社説が出ておるわけですね。スケジュール闘争をやるとかやらないとかいうのは、もちろん組合の自主的なやり方でございまして、けれども、現在のようないくつかの経済情勢というふうなところに、スケジュール闘争を労働組合が十年以上もやっていくのだから、こゝら辺で考へ直す必要があるのではないかと、もっと深く掘り下げたことは、社説を書いた当事者でなければわからぬわけですが、労働運動あるいは日本の労働賃金、こういうふうなものを見ていられる労働省としては、日本の労働組合運動の賃上げ闘争というものがある時期にきているんだ、方向転換する必要があるのではないかと、

というふうなお考へがあるのかどうか、あるとすれば、労働省としては何が好ましいのか、どういう格好が好ましいのか、考へていられるとすれば、そういうふうなこともこの際聞かせていただきたいと思ひます。

○福永國務大臣　ただいまの御質問、一がいにお答へすることは非常にむづかしいことであると私は考へるのでございまして。いわゆるスケジュール闘争について世の見方もいろいろございまして、今石山さんは、そういうことについて、ある時期にきているのではないかと、ある表現をされたのでございまして。私も、曲がり角にきたとかなんとかいふほどの表現はいかがかと思ひますが、確かにある時期という感じはいたすわけでございまして。しかし、そのある時期といふことが的確にどういう時期かといふことになる、これまでなかなかむづかしい問題であらうと思ひます。いずれにいたしましても、そういうことは言えると思ひ、現に労働組合の關係の諸君も、同じスケジュール闘争にいたしましても、今回の場合等は、情勢の推移その他いろいろの事情を考慮して、かなりこのスケジュール闘争について弾力的に實際の運びをやっているように私は見受けるわけでございまして。その辺にも、労働組合それ自体の人々もいろいろ考へていられるのではないかと、うまい感じがする次第でございまして。いずれにいたしましても、労使双方が相互に理解と信頼の上に立つて、うまく話し合ひをつけていくようにしなければならぬ。大きな闘争をするといふことは、いずれにしても労使双方にとって犠牲が大きいのでありまして。そういうことでなく

て、問題が合理的に解決されれば、これに越したことはない、こういうふうな存する次第であります。従つて、政府といたしましては、そういうことに役を立つような的確な資料の整備、提供その他のことも行なつて、あなたの言われるある時期に対処する方策を講じていかなければならぬ、こんなやうな感じがいたしている次第であります。

○石山委員　一國の政治、社会の情勢あるいは社会運動といったふうなものをみている場合には、そのことの進展に対していろいろと目標を持つわけですね。その目標の中で、たとえば労使間の問題と日本の経済というふうな問題があるだらうと思ひます。それは賃金という現れた数字だけでなく、労働争議という本質の問題もあるわけですね。いずれにしても、私は、今の場合、労働省では、労使が理解し合つて、仲よくやつて産業の発展に努めるべきだといふ、そういう善意の見方を否定するものではない。だからといって、今の日本の労使間の關係においては、労働法の精神さえもすればゆがめられる。たとえば先ごろの国鉄労働組合と国鉄の理事者側の団交等を見てもわかるわけなんです、ともすれば労働法をゆがめたやうな考へ方で労使慣行をばつたらうとする。こういう状態においては、外國の例をとつてもわかるわけですが、社会の進展あるいは労働組合の独立性、こういうふうなもの、法律といったやうな面だけあるいは指導という面だけではなかなか達成されてこなかったのではないかと。昔の人は知識の程度が低いからうだ、むだな紛争を起こして、そういう

慣行を作つた、こういうふうな見方もあるかもしれませぬけれども、われわれが見ている歴史というものはそうではなかつた。ですから、そういう見方からすれば、日本の労働運動といふものは、スケジュール闘争があるいはどういふ闘争かわかりませぬけれども、まだまだ労使がすぐ理解し合つて仲よくやつていくといふやうなことに

はならないのではないかと、そういう規制の仕方を労働省がとるといふことは、この際あまり好ましいことではないのではないかと、こゝろに考へていられるわけですね。この前のときは、公共企業体の組合に対しては、労働省は職権あつせんのような形で仲裁に持ち込んだわけですが、今度の場合、見送つていくといふのはどういふわけですね。○福永國務大臣　今お話がありましたように、過去においていろいろな闘争ないし闘争を含むところの交渉等が、何年かの間行なわれて参つたのでありますが、こゝろの経過を通じて、労働者も、また経営者もそれぞれに感ずるところは感じ、そういう意味において、いろいろの進歩も遂げてきておる、こゝろ思つてございまして。しかる、日本全体といたしまして、まだまだ労働立法等に対する理解の十分でない部分もかなりある、こゝろいふように私も考へる次第でございまして。従つて、今直ちにこゝろした労働立法等につ

きまして規制を強化するといふやうなことは、もとより考へていないのであります。既存の労働立法等についてなお一その理解の促進ないし徹底をはかつて参りたい、こゝろいふやうに考へておる次第でございまして。少しお触れになりましたが、こゝろいふ意味から申

しまして、世界的視野の中においてもこゝろいふことが行なわれなければならないといふやうな意味におきまして、労働關係の知識等について国際交流等も一段とはかつていかなければならない、そして、わが日本の労働界が世界的水準にすみやかに到達すること、これも考へていかなければならない、こゝろいふやうなふうに考へております。

○石山委員　公共企業体の方は今残したやうですが、労働大臣のおっしゃつていられる世界的な労働運動の視野といふやうなことは、ILO等の問題だと私

なさっていたようですが、それは変わらぬのでございましょうか。ILOは批准なさる、そして、国内法はそういう意味では横すべりするのではないかと思うのですが、やはり横すべりなさるのですか。

○福永国務大臣 公共企業体の関係のことを先刻御答弁申し上げるのをちょっと失念いたしました恐縮に存じます。昨年の場合、ああいうように手つとり早く政府の方で職権であの措置に持っていた。今度は昨年とは違つたような、言うならば、かなり落ちついたような格好であるが、それはどういふことだというお話でございまして、去年は去年なりに、前任者があの事態のもとにおいてはあれがいいと考へて対処したのでございしますが、私はことしの状態から見まして、そんなにあわてやるといふことよりも、よくじっくり労使が話し合うことがよろしいのだ、これが本筋なんだと考へておりましたし、また、石山さんの方がさらに私よりもよく御理解になっておられるのでございしますが、公共企業体等で、中労委であるとかあるいは公労委であるとかいうようなものにつきまして、昨年あたり表現しているのと違つた表現をいたしております。いろいろありましようが、たとえば一口で申しますと、そういうものを活用するといふような表現等も関係労働組合等でしたしております。従つて、私は、そういうような意味においては、今度の場合、問題の解決が早いに越したことはございせんが、同時に、やはりある程度の時間をかけて相互に折衝し、しかる後ある程度の時間をかけて納得もいくような、解決がつくような

中労委、公労委等の機関の活動を促すといふことがよろしいのではないか、私は私なりに考へての措置をとつたつもりでございします。

ILOにつきましましては、私はしばしば申し上げましたように、もっと早くに出したいのが本意でございまして、従来ともいたしますと提出いたしましたままで、どういふ形で審議するかといふようなことで、結局、実質的な審議に入らずに幾たびか国会を経過したことも等もございしますので、ぜひある程度のめどをつけまして仕上げができるようなことが望ましい、こう考へておつたのでございしますが、与野党両方で、この問題についての党対党の話し合いの窓口等も作つていただいて、ある程度お話し合いをいただいたのでございします。また十分にこれが進捗したとは申せないでございしますけれども、しかし、今期も余すところそう多くはありません。そこで、このめどでございしますが、十分にめどがついたところまでといふことになりまして、かなり日があるいはかかるかもしれないといふようなことも心配いたします。今までに比較いたしますと、党と党で話し合つていこうといふような姿になつていくといふことは、少なくとも過去何回かの事例よりは前進している。与野党の話し合いといふような意味においては前進が行なわれている。従つて、十分なめどがついたとは申せませんけれども、今申し上げましたような意味においては、ある程度のめどはついたような気もいたすわけでございします。従つて、今申しましたようなことにおいての話し合い等にも期待しつつ、関係案件は提出させていただきます

して、その上でさらに一そう話し合いを促進していただくようにいたしたい、こういう考へであります。従つて、話し合いが内容的に結論を得ておるといふところまでいっておりませんので、関係案件は従来きまつておりました形のまま提出をさせていただきます。い、こういうように考へておりますが、しかし、そのことは、過去の姿とは違つた今日におきましては、党対党で話し合いをしていただいて、どういふことに相なるかわかりませんけれども、その結果においては、ある程度の考へが払われる。考へが払われた結果、どう処置するかといふようなことについてお話し合いの結論がつくならば、私は政府の責任者としていたしまして、これに喜んで従う、こういうつもりで関係案件を提出したい、こう考へておる次第であります。

○石山委員 私は、ILOの問題については、あなたと討論する気持はないわけですが、ただ、残念に思うのは、ILOの精神といふものと、国内関係法案といふものは、全然違ふといふことなんです。ここにやはり私、どうも今の労働行政に対する池田内閣、自民党政府のやり方に非常な疑問を持つわけなんです。表向きのILOだけ見れば、なるほどILOの条約を批准すると一歩前進したわけですね。しかし、そのことは、今度は個々の国家公務員法、地方公務員法、公労法、鉄道営業法等に照らし合はれば、ILOの精神で動いたことが罰則になるというのです。罰せられるといふことなんです。それではちよつと筋が通らないし、何のためのILOの批准かといふことになりかねないと思うのです。労働省で今出していられる賃金問題、この賃金部設定は、労働組合側から見れば、これはマル公賃金を設定することを一生懸命やる部であるのだ、こういうふうに言っているわけですね。新聞などでは、適正水準といふふうな言葉、あるいは適正賃金を中小企業の労働者に提示するのではないかとこのうふうなことが問々出ているわけですが、それが大きな波になつて労働組合関係者をば刺戟しているようです。法文そのものを見れば、全く単純明快にして、何ら疑義のはさまるようなことはないでございしますけれども、疑問が浮かぶといふのは、結局、政府の考へがつかぬといふのは、非常にございまして、ちよつとやうやういふところに通ずると思うのです。ILOの問題一つとてみただけですが、ごまかしのうな感じがします。たとえば今度の法律の場合で見ても、八条の三項に賃金部の仕事がある。これだけ見れば、マル公賃金を作るとか適正水準の賃金を作るとかいうことは、何ら書いてない。しかし、それをやるだろといふところに、今までの労働行政の誤りがあったのではなからうか。それで、賃金の面だけ見てもわかるわけですが、たとえば労使で、国鉄その他現業関係の方々が賃金をきめたのですが、これが大蔵省関係から強い異議がありまして、三年ぐらいたつたら、それは不法な労使の契約であるから、その金を返せといつて、返された時代がありました。ですから、労働省でうまく話し合いをしる、こう言つて労働省が指導しておりながら

も、そこできまつたものが、あるときになると、微妙な解釈をつけて返還を命ぜられていた、こういうような事実もあつた。ですから、どうしても労働組合の諸君は、労働省の労働行政に対しては信用が置けない。その返還を命じたのは、私どもの知つての労働大臣の時代にばしんと行なわれた。たしか三九年分で七百円近くの返還が行なわれたと思つております。ですから、これはやはり労働行政の一つでしよう。公共企業体ですから、各大臣の下にあるのだけれども、労働省としては、労働行政上から見れば、大きな責任があつたと思つております。それから労働賃金といふものについて、労働省はどうもあまりにも外国主義的なものの考へ方をしているのではないかとこのうふうに思ふのです。賃金とは何ぞやと原則論をうたわなくてもよろしいわけですが、賃金といふものは、われわれの肉体を動かして何がしかの仕事をしたときのいわゆる一つの代価になるわけですが、このわれわれの仕事をするといふときの肉体と精神といふものは、なかなか分離はできないはずなんです。こういうことを私はなぜ言つていふかといふと、たとえば賃金、労働時間——ここに八条の第一項にあるわけですが、「賃金、労働時間及び休息に関すること。」の中から、賃金だけをはずしてきているわけなんです。こういうものの考へ方は非常に機械的だと思ふのです。賃金だけを何でもかんでもやるといふふうな考へ方で、八条の一項一、六号の四、十一号といふふうな、賃金に関するものだけをはずしてやつてきているわけですが、賃金といふものは、そういうふう

な格好で抽出できるものかということ
です。賃金というものは、私はそうい
うふうなものではないかと思うのです。
非常に外国的にカード式なものである
のです。しかし、このカード式にな
るのは、少なくとも賃金がよ
くなければ、そういう仕方が出てこ
ないのです。労働基準局の中に賃金
があるというのを考えてみてはおわ
かりだと思ふ。この日本の賃金とい
う場合には、労働時間、それから非常
条件の悪い労働条件、こういうふう
なものが加味されて賃金が出るわけ
で、賃金というその上積みされたも
ののみを取り扱って、中小企業と
大企業との賃金格差が最近縮んで
きたと喜んでるんだが、そういう喜
び方でいいかどうか。賃金課はおそ
く今までのようなことをおやりにな
ってきたのですが、賃金部を作って、
より以上に上積みなものを見る、形式
的なカードの分類に終わらせないか
というふうな考え方がある。これは私
ども設置法を二十何条か見てるだけ
けれども、無理に課を分離するために
何か物事を集めてみる、今回もそう
いう傾向があるんじゃないかと私は
思うのです。何もこの中に入れてお
いてやれないことはない。この中から
抽出をして別個の問題を見るという
ことは、むしろ、日本の現在の労働
賃金というものをまともに見なくな
ってしまふという欠点があるのでは
ないかというふうに思ふのです。そ
うではございませんか。

○福永国務大臣 まず、ILOの関
係でお話ございましたが、御質問の
点ではないかもしれませんが、お説が
ございましたので、ちょっと申し上げ
ます。条約それ自体の批准と、これ
と関連して、これに矛盾しないよう
に国内立法をする、さらにはまた、
この精神をより効果的にしめるとい
うようなことなどからいたしまして、
幾つかの国内立法改正の措置をと
る、こういう考え方なものでござい
ます。それから、よけいな改正を
しようという意図があるかと思ひ
ますが、それはそれはそれ立派な
部分もあるいはあるかと思ひま
す。幾分そういうことが相互に
なってお話し合えば話し合う余地
がないかというところも生じてくる
わけではございません。これは今後
の問題であり、私自身この際内容
にまで立ち入るべきものではない
かと思ひます。先刻申し上げまし
たように、関係国内法も提出をい
たした、こういうふうに考えてお
る次第でございます。

そこで、今度提出いたしました賃
金部設置に關連しての設置法改正
について、法文上は非常に明確であ
るが、どうもごまかすのじゃないか
、こういうふうなお話を伺います。
私は、お話を伺います。だれだか
私にうそを言いませんと言った人
があるように思ふのですが、私は
はいたさないうつりでもございま
す。今度法文上明らかにされてい
ないところを今度明確にするとい
うこと、今石山さんがおっしゃ
るごまかしも防げる、こういうふう
に思ふわけでございます。先ほど
具体的にお話になりました、大蔵
省がいろいろ言つて、あとで金
を返すようになったとかい
うお話でございますが、私
は、これは十分認識を持っております
。これはどういふことだったか、
私は存じないのですが、私が強く確
信をいたしますところは、常時労働
者諸君と最もひんばんな接を
保つて、労働者が賃金について
機構を強化して、この問題につ
いては大いに努力をするというこ
とは、これは私は大いに労働者
諸君のためになると思ひます。
大蔵省は大蔵省なりに給
与関係のことについての機構を持
つて、現在のままでもやれぬこと
はないかというふうなことを考
えらる節もあるようなお話を伺
います。石山さんがおっしゃ
るわけでもないで、そういう
見方もあるではないかという
意味にお話しておつたかと思
ひます。先ほどお話を伺いま
したような事例等につきま
しても、あつちも何課である、こ
っちも何課である、さっきの
ことが起こりやすいのじゃない
か。同じ賃金に關しても、労働
省にはちゃんと部というものが
あり、よそには部というものが
ない、一格下の課ということに
なります。機構的にも優位性とい
うていいかどうか、まあ優位性
を保つことになる。これらの
ことが、私は労働者諸君のため
に有利になると思ふのです。先
ほど労働者に不利なようなこと
になつてはいいかぬというお
話でございますが、まさに私
は、そういう点で、労働者諸君
のためにおおる次第でございます
。機構の強化が労働者諸君のため
になるのだ、こう

いうふうに考えておるわけござい
ます。もとより、お説のごとき賃
金だけを抽出してということでは
、なかなか問題全体を解決し、
把握するゆえんではないのであ
ります。労働時間とも関連する
し、いろいろ関連するものでござ
いますから、常にそういうことを
念頭に置いての考慮が必要であ
らうと思ひます。私の希望とい
うことは、賃金というものは、
何と云つても最も大切なもので
ございまして、今度の改正措置
をわれわれは国会に提出して、
今御審議をいただいております
。さらに申し上げますならば、
労働経済全体について、さらに
日本政府がこの方面をより強化
するような措置等も必要でない
かという感じは、私もいたして
おるわけでございます。そうい
うふうな意味から申しまして、
労働者のために不利になるよう
なところか、ごまかすとかい
うふうなところか、ごまかす
とかいふ改正をするというつ
もりは、毛頭ないのでございま
す。賃金の統制というふうなこ
と等をするつもりも、もとより
ございませんし、しばしば野
党の皆さんからのお話があり
ます。現に、規模別には格差
があるのじゃないかとか、中
小企業ではこういう点がい
かとか、御指摘があるのござ
います。そういうことを思ふ
ほど、今御審議をいただいて
おりますような意味に、お
ける前進をしなければならぬ
、こういうふうに考へる次第
でございます。何かわれわれの
全

然考へ及んでないことを企て
てゐるのではないかという説が、
初めのうち新聞等にもちらつ
と見えたやうであります。が、
だんだん理解が深まるとい
ふ、このごろではよろしいとい
ふ説がもつぱらで、その点は
だいたい真相を御理解願つて
いるもの、こういうふう
に思ふ次第でございます。
いろいろ御注意のありました
点につきましては、十分注意
をいたしまして、せっかくでき
たものが妙なものでないよう
に、重々考へていきたい、
労働者の者全員がそれにつ
いての心をいたして参りたい、
こう考へております。

○石山委員 中央労働委員会
なりあるいはいろいろ政府機
関、地方でもそれだけの機関
があつて、仲裁裁定等になる
わけですが、そこで今やられて
いるところを見て、正確な数字
の上で労働者が握手している
のではないかと、やういふこ
と、これはこれでいいや、こ
ういふ建前なんです。このた
びはこれでいいやといふことが、
おける和解の仕方だと思ふ。
しかし、それは仲裁機関だか
らそれでよろしい、調停機
関だからそれでよろしい、
労働省で今考へてゐる賃金
部の設置の必要性というもの
にだんだん問題が向いていく
わけですが、その中の一つ
の例証として、私は、先ほど
経済企画庁にも来ていただ
いて聞いただけで、先ほど
経済企画庁で賃金の問題を出
したわけですが、三月十九
日、経済企画庁の経済研究
所でも出したわけですが、
その中には、日本の経済に
与える賃金の影響をば分析
しております。それは生産性
と賃金のコスト

トの問題、それと同時に、あしたの日本経済に与える賃金ということですが、それで、世間が物価問題でやかましいものだから、賃金が上がると物価が高くなるんだぞと、こういう表現まで使っているわけですね。経済企画庁の見方は、日本の賃金はそろそろ生産性をばまきにこえようとしている、これれば、賃金が上がると同時に、物価が上がるんだぞという意味で、白書を出している。これは一つの見方です。私は、これに対して、何をよけいなことを言う、賃金とかそういうことは労働省でやるんで、お前たち何言っている、春に設定した数字が夏になればくずれるのに、来年のこの賃金の問題なんか言っているのはけしからぬ、そんなことを言ったのですが、企画庁は企画庁でそういう見方をしておるわけなんです。今度の労働省の賃金部を作るといふことに對して、私、先ほど二つばかりの熟語を使ったのですが、適正水準という言葉、適正賃金という言葉をば労働省は作り上げるのではないかと。しかも、おもにこれから賃金部で一生懸命おやりになるのは、おそらく中小企業の問題だと思ふのです。大組

合の場合には労働省の数字をかなり参考にするのだらうと思ふけれども、それには依存をそんなに強くないだらうと思ふ。やはり労働省のねらっているのは、中小企業の経営者及び労働組合をば対象にしていられるのではないかと。その点はいかがでございますか。

○福永国務大臣 経済企画庁が時おり賃金等に触れるのでございますが、これはこれといたしまして、そういうこともありますだけに、賃金に關して最

も權威ある見解はわが労働省において持ちたい、こういうふうに私は考えております。

そこで、適正水準という言葉をお使になりなりましたが、私どもは標準賃金のようなもの、あるいは賃金の適正水準というようなものを示して、これに従えというようにすることに事を進めようとは考えておりません。労使が話し合いによつて賃金等をきめるといふことが建前でございます。どうしてもそういかない場合に、労働委員会等が法律所定の機能を發揮するわけでございますが、私はむしろ――適当というお言葉をお使いになりましたので、そのままだけにいたしたいと思ふのでござい

ますが、的確、公正な資料を作り、これを関係者に十分利用してもらふようなことにはいたしたいと思ひます。今、大企業と中小企業とについてお話がございましたが、お話の通りでございます。それが今後行ないます作業を利用するといふような点からいっても、ある程度違ふと思ふのでございます。大企業にいたしまして、現在の年功序列型の賃金そのままだけに理想的なものであるといふことで、ずっと考えていっていいかどうかといふことについては疑問がある、私自身そう考えております。従つて、こういうような点について理想的な賃金体系といふものはどうであるかといふことで、大企業も大企業なりに、やはり今後の研究課題に當面して

のでございます。従つて、中小企業の経営者等については、先ほど申し上げるような資料を大いに活用してもらふ必要がある、これが中小企業における労働者諸君の労働条件の改善に役立っていく、こう思ふわけでございます。

ことに中小企業におきましては、初任給がこのところかなり上がつて参つておりますが、それと従来からあります者との間のアンバランス等、さしたる非常に苦悶をいたしておるところ等もございします。そういうこと等から考へておりますようなことについての前進を行なつて、こういう問題の解決等にもお役に立つようになつたしたい、こんなことを考へております。

○石山委員 今の中小企業の労働者の実態といふものは、非常に若いのです。中小企業の場合は、低賃金で採用するために、若い人々を採用したで

よ、五分しかもうかりませんよというやうな資料を出す場合も想定されま

す。これは経営者側に向けた資料。労働者側に向けたときの資料は、そういう場合どうだらう。いわゆる不況宣伝の中身をかなり充実した資料を出すだらうと思ふのです。そうして、賃金部もできるのですから、もっと個別に資料等をかなり集めるわけですが、あなたのような工場の実態では、今のところはこれくらいしかもうけはないんだから、あなたのところの賃金要求といふものはこゝろ辺がよろしいのではないだらうか、こういう資料の提出方があり得ると思ふ。そういうことを正確な資料として、労使に配られた場合には、これはだれが考へても、経営者側は非常に楽で、労働者側の考へ方は非常に卑屈なものにならざるを得ないと思ふ。だつて、資料はそういう出し方ができるわけだし、その意味では正確無比でもあり得るわけだから、経営者の方を向いた資料の出し方と労働者の方を向いた資料の出し方と違つてくるのではないかと。しかも、労働省が言うところの正確な水準を示しているといふ前提のもとで、そういう資料を出さるとすれば、やはり労働組合の諸君が考へているように、労働省の賃金部設置といふものは危険である。労働者側にも有利に展開するよりも、むしろ損な立場を多く与えるのではないかと、今の場合、こういう解釈も成り立つわけなんです。そうでは解ないのだ、あなたの考へ方はちよつとおかしいじゃないか、そういうならば、そのように御説明をいただきたい。

○福永国務大臣 私先ほど石山さんのお言葉を借りして、正確、公正とい

うやうな言葉を使ったのでございますが、公正という言葉が示すごとく、ことさらにある種の作爲を持って、一方のために都合のいいやうなことを言い、また、他方へは別のことを言うというやうなことをいたさないという意味において、公正という言葉を私は使つた次第でございます。今念のために、取

つて、私どもがつかまらぬことをいたしまして、当事者間の問題の解決がより一そうこんがらかつて、紛争の度を増すといふやうなことにならないやうに、十分考へて参るつもりでございます。そういう意味において正確、公正といふことを申し上げておる次第でございます。

○石山委員 政治を行なう場合にも、いろいろ運動をする場合にもあることとでございますが、全部が全部賛成を得られることは、口では言つてもなかなかむずかしいことだと思つております。しかし、今までの労働省といふうな限定の仕方ではいかぬでしよう。これはおそらく自民党政府の労働行政と申し上げた方が差しさわりのないでしよう。今までやつてきた指導方針は、

何も私が社会党だからといって、社会党系の人だけの書物や論評ではないのです。しかし、割り切ってしまつて、保守党で資本主義経済だから、賃金を搾取するのは当たり前だ、こういうふうには言つてしまへば、われわれは行政に対して、特に労働省の労働行政に對しては侮つたことになりません。

それではないと思ふ。そうではないと思ふのだけれども、現在まで行なわれたものは、そういう形になつて根強く現われているといふことです。ですから、私の繰り返して申し上げたい点は、法文上に見えないいろいろな行政措置について誤りのないように、この際特段の工夫が必要だといふことです。

それから、いろいろな資料が集まつた際のいわゆる適正公平といふ言葉ですが、公平といふようなこと、適正といふようなことは、なかなかむづかしいことだと思ふのです。ですから、その資料も、そういう意味では労使双方の選ぶものから、ほんとうから言ふと、適正なものといふようなものは数多くあるわけがないと思ふのです。これは複数の形で出すべき段階だといふ思ふ。たとへば賃金を求められた場合、これ一通が適正なんだといふ言い方ではいかぬのじゃないか、こういう見方もあるのだと、こういうやり方だと思ふのです。その際、私が先ほど言つたのは、賃金といふものは、上積みした賃金そのものを見るだけでなく、いわゆる労働時間、労働施設、福祉施設といふものをみながらみ合わせることも必要になつてくる。出す場合にしても、適正といふものは一つでなければならぬけれども、一つであつてはならぬといふ資料の提出の

考え方、こういうふうなことを求めざるを得ないと思ひます。

それから、これからの賃金の考え方のごいひですが、急速に賃金といふものに目が向けられているといふこと、つまり、日本の賃金が、ある意味では賃上げの速度が早いのでしようが、そのために体系の改正が迫られているだらうと思ふ。今までのような体系でよいであらうかどうかといふことが、今では労使間の苦勞の種になつていふやうです。これに對して、確かに適正な資料といふものはございませぬ。労働大臣は給与担当大臣になつたわけですが、人事院の勧告等を見てもわかるのですが、すべて民間の横すべりのが公務員の賃金体系である。これだけを

見ても、賃金体系がこれでよいかどうかといふ考へ方になつていふ思ひます。人事院の勧告が今のままでよいかどうか、労働大臣は給与担当大臣になつたから、あなたはやはり考へて任を務めなければいけないと思ふ。それと同時に、民間の給与の問題について、今の体系のままでやめていかれるかどうかといふことに對しても、勉強しなければならぬだらうと思ふ。賃金体系のことについて特に考へられるのは、せんだつてから炭鉱の問題等も出ていふわけですが、離職者の再教育の問題、それには都合のよいような言葉がたくさんあるわけですが、実際の行政上になると、これがどういふふうに通じていくのか。たとえば、中高者を再訓練して日の当たる産業へ配るといふもの、日の当たる産業とは今どういふものを考へているかといふことなんです。たとえば石炭産業の方に離職の率が非常に多いが、その中高者を日の当

たる産業にすぐ振り向けるような訓練がはたして可能なかどうかといふことが、やはりわれわれの心配の種の一つになつていふ思ひますが、やるんだとおっしゃつていふ思ひますが、やるという具体例を一つ示していただきたといふ思ひます。

○福永国務大臣 数点にわたつてのお話でございますが、まず最初の、どうも労働省は、労働者のためではなくて、企業ないし経営者のために都合のいいやうな措置をよくやるのじゃないかといふやうな意味のことを申され、書物を見てもよくそういうことが書いてあるといふやうにおっしゃるのであります。が、石山さんが好んでそういう書物をお読みになるか、特にそういう文字がお目におつきになるということもあるのじゃないかといふやうな一語一語を言つていふ思ひます。先ほどから申し上げておきますように、いろいろ御注意いただいておりますように、社会党さんからごらんになると、自民党の方では労働者よりも企業本位といふことに考へるのじゃないか、決してそうじゃないの

でございますが、そういうふうにお思ひになりますか、決まらずに、こういう言葉使用についても、今申し上げておる次第でございます。そういう点から申しまして、賃金体系の改善といふやうなことにつきましても、これまで今る御指摘がございまして、これまた今る御指摘がございまして、年間に急遽に変化をしておる、ないしは前進をしておるやうな中になつて、ぜひこれから考へていかなければならぬ点があるわけでございます。こういう場合におきましても、労働者のためを十分考へ、そして企業の健全化といふやうなことも、それとともに

思ふわけでございます。これと関連しての行政措置等についても十分注意をして参りたいと思ひます。

資料について適正といふ言葉をお使ひになつたのですが、私は、適正といふ言葉を言うことは、実はちよつとちよつといたしません。と申しますことは、適正の方の適といふのは、適当にそのときそのときに何かしかるべくやるやうな印象を与えますので、先ほど申し上げておきますように、正確公正といふ、むしろ、適正より公正といふ言葉を使つておるのでございます。この適といふのは、多分に、何かそのときそのときの政策的考へが加わるやうな印象を与えますので、私はその言葉を使つておらないのでございます。というて、無爲無策といふ意味じゃないのでございます。先ほどから申し上げておきますように、いろいろ御注意いただいておりますように、社会党さんからごらんになると、自民党の方では労働者よりも企業本位といふことに考へるのじゃないか、決してそうじゃないの

でございますが、そういうふうにお思ひになりますか、決まらずに、こういう言葉使用についても、今申し上げておる次第でございます。そういう点から申しまして、賃金体系の改善といふやうなことにつきましても、これまで今る御指摘がございまして、これまた今る御指摘がございまして、年間に急遽に変化をしておる、ないしは前進をしておるやうな中になつて、ぜひこれから考へていかなければならぬ点があるわけでございます。こういう場合におきましても、労働者のためを十分考へ、そして企業の健全化といふやうなことも、それとともに

いうか、その次に考へて参りたい、こういうやうに考へておる次第でございます。

なお、離職者等の再教育等につきましては、これはなかなかめんどろな問題で、ことに中高年令者等につきましては、すぐに日の当たるような産業でこれはいいからぜひと言われるような人々が、きわめて短い時間で再訓練ないし再教育されて多数得られるといふことには、なかなか簡単には参らないのではありませんが、せつかく今いろいろ努力いたしております。こういう抽象的な言葉だけではいかかかと存じますので、この点につきましても具体的なやつておきますことを、事務局から二、三御報告させていただきますと思ひます。

○村上(茂)政府委員 たとえば炭鉱離職者に対する職業訓練をやつていく、職業の紹介をしていくといふ点について、具体的にどういふことをやつておるだらうか、そういう点について明確でなければ、いろいろな施策についても疑問が持たれるといふ趣旨で御質問のように拝聴したのでございしますが、具体的に炭鉱離職者に対する職業訓練を現在やつておりますところを申し上げます、就職と関連しまして一番大事なことは、訓練職種の選定であらうかと考へておられます。産業界の最も欲するところの訓練科目を選ぶといふことが先決であらうかと存じます。炭鉱離職者につきましては、一般職業訓練所におきまして三十一の科目、総合訓練所におきまして三十七の科目を訓練科目としておられます。たとえば自動車整備工、電気機械修理工、電工、板金工、塗装工、配管

工といったような各種の職種を選びまして、今日行なっておるような次第でございます。

問題は、その訓練が終わってからはたして就職できるかどうかということでございますが、これはだろいう話では適当ではございませんので、今までの実績を申し上げますと、この訓練所を終了されました方の約九〇%が就職なさっております。残りの一〇%の方につきまして、これはたとえば自分で帰農なさった、訓練所には入ったけれども、国に帰って農業に従事するとか、その他いろいろな事情があるようございしますが、就職の状況につきましては、約九〇%というような成績をおさめておりますので、私どもといたしましては、一〇〇%就職という目標が達成できますように、今後ともさらに努力して参りたい、こういうふうに考えております。

なお、中高年層の職業訓練、これは御指摘のように非常に困難がございしますが、職業訓練審議会におきまして、その具体的な方策について答申がございました。私どもといたしましては、三十七年度から転職訓練というカテゴリーにおきまして予算も増額いたしました、本格的に取り組んで参りたい、かように考えておるような次第でございます。

○石山委員 説明を聞いていますと、この法案は労働者の側の人たちが危惧しているようなものではないんだ、むしろ、調査機関等をあまり持っていない中小企業の方々は、これを利用することによって非常によくなるのじゃないか、こういうふうに聞えるのです。そうすると、この賃金部というものを

通すと、一般の労働者には有利になるということですか。そういう行政指導を行ない得るといふ自信があるわけですか。

○福永 国務大臣 私を考えており、念願いたしておりますことの最も重要な点は、その点でございます。この基本ができます場合におきまして、いろいろこれによつていいことがございましょうが、労働者諸君が最も喜んでくれるだろうと思ひますし、そういうふうになるようにいたしたいと私は考えております。

○石山委員 これだけですが、御返事は要りませんが、この賃金部ができる、労働者の賃金はよくなる、そうすると、私がこの前からしつこく言っておる公務員の暫定手当なども、この法案が通ると同時に実行化されるというふうなことになるであろうと私は楽しみにして、きょう一応質疑を打ち切りたいと思ひます。

○中島委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は、来たる十二日木曜日午前十時理事会、十時半委員会を開会することとし、これにて散会いたします。

午後一時三十一分散会

昭和三十七年四月十六日印刷

昭和三十七年四月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局